



平成 20 年 3 月 26 日

各 位

会 社 名 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン  
代表者名 代表取締役社長 CEO 石坂 信也  
(コード番号 3319 東証マザーズ)  
問合せ先 取 締 役 CFO 玉井 邦昌  
(TEL 03-5425-2259)

## ストックオプション(新株予約権)の付与に関するお知らせ

当社は、平成 20 年 3 月 26 日開催の第 9 回定時株主総会において承認されました「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」につき、平成 20 年 3 月 26 日開催の当社取締役会において、下記のとおりストックオプションとして新株予約権を発行することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 【取締役に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件】

#### 1. スtockオプションとして新株予約権を発行する理由

当社取締役と株主の利益をより密接に関連させ、当社取締役の業績向上に対する意欲や意識を高めることにより、株主価値の一層の向上を意識した経営を推進することを目的とするものであります。

#### 2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数  
当社取締役 2 名 新株予約権 1,200 個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 1,200 株とする。

なお、当社が株式分割(当社普通株式の無償割当を含む)または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

上記のほか、決議日後に、その他調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

1,200 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1 株とする。（ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数について同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」といいます。）において算定した新株予約権 1 個あたりの公正価額（それぞれの割当日においてブラックショールズモデルにより算定された新株予約権 1 個あたりの価額）に、新株予約権の総数を乗じて得た額となる。また、取締役に対して新株予約権の公正価値に相当する金銭報酬を支給することとし、当該報酬請求権と新株予約権の払込金額を相殺するものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して払い込む金額は、次により決定される新株予約権の行使により交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に(2)に定める付与株式数を乗じた金額とする。

1 株当たりの行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割、株式併合または株式の無償割当て等を行うことにより調整の必要が生じたときは、当社が合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成 22 年 4 月 25 日から平成 30 年 4 月 24 日までとする。

(7) 新株予約権の行使条件

① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、権利行使時において当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。

② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。

③ その他の行使条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 40 条第 1 項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、

計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、これを切り上げるものとする。

- ② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする

(9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。

ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

ホ 新株予約権を行使することができる期間

前記（6）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（6）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

ト 新株予約権の行使の条件

前記（7）に準じて決定する。

チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

前記（9）に準じて決定する。



(1 2) 新株予約権の割当日

平成 20 年 4 月 25 日

(1 3) 端数の切り捨て

新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

【従業員に対してストックオプションとして新株予約権を発行する件】

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由  
当社の業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、当社の従業員に対し金銭の払込みを要することなく新株予約権を割り当てるものであります。

2. 新株予約権の発行要領

(1) 新株予約権の割当ての対象者およびその人数ならびに割り当てる新株予約権の数  
当社従業員 65 名                      新株予約権 5,800 個

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 5,800 株とする。

なお、当社が株式分割（株式無償割当を含む）または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、決議日後に、その他調整を必要とする止むを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で当社は必要と認める株式数の調整を行う。

(3) 新株予約権の総数

5,800 個とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」という。）は、1 株とする。（ただし、(2)に定める株式の数の調整を行った場合は、付与株式数について同様の調整を行う。）

(4) 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの要否

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額



新株予約権の行使に際して払い込む金額は、次により決定される新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株あたりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く）の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値または割当日の前日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のうちいずれか高い方とする。

なお、割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券及び当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使の場合は除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替えるものとする。

#### (6) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年4月25日から平成30年4月24日までとする。

#### (7) 新株予約権の行使条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）が、権利行使時において当社の取締役または従業員のいずれかの地位を保有していること、あるいは、当社と顧問契約を締結している場合に限る。ただし、定年退職その他取締役会が正当な理由があると認めた場合は、この限りではない。
- ② 新株予約権者が死亡した場合、その者の相続人は新株予約権を行使することができる。
- ③ その他の行使条件は、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

#### (8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

#### (9) 新株予約権の取得事由及び条件

当社は、新株予約権者またはその相続人が新株予約権の行使の条件に該当しなくなった場合は当該新株予約権を無償で取得することができる。

#### (10) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

#### (11) 組織再編行為の際の新株予約権の取扱い

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合において、募集新株予約権は消滅するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

##### イ 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

##### ロ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

##### ハ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、前記（2）に準じて決定する。

##### ニ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、調整した再編後の行使価額に新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。

##### ホ 新株予約権を行使することができる期間

前記（6）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、前記（6）に定める募集新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

##### ヘ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。

##### ト 新株予約権の行使の条件



前記（７）に準じて決定する。  
チ 再編対象会社による新株予約権の取得事由  
前記（９）に準じて決定する。

（１２）新株予約権の割当日  
平成 20 年 4 月 25 日

（１３）端数の切り捨て  
新株予約権者に交付する株式の数に 1 株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

**【ご参考】**

（１）定時株主総会付議のための取締役会決議日 平成 20 年 2 月 14 日  
（２）定時株主総会の決議日 平成 20 年 3 月 26 日

以上